

令和8年3月23日

名古屋市教育委員会

代表者教育長 杉浦弘昌 殿

調査委員 池田 桂子

調査委員 河野 荘子

調査委員 松井 隆

報告書

名古屋市教育委員会より委嘱された、学校職員による児童生徒性暴力等に係る服務調査に関し、以下のとおり報告します。

本報告は、各調査委員が分担して行った調査の結果について、各調査委員の見解をとりまとめたものとなります。

報告書目次

第1	序説	1
1	調査委員選任に至る経緯等	1
(1)	経緯	1
(2)	調査委員の選任等	2
2	本調査の目的	2
第2	情報提供の呼びかけ	3
1	情報提供の呼びかけの概要	3
(1)	実施時期	3
(2)	対象者	3
(3)	情報提供を求める内容	3
(4)	情報提供の方法	4
2	情報提供の結果	4
第3	提供情報に関する調査の結果	5
1	調査に当たっての基本的な方針	5
2	調査結果の概要	5
3	調査結果の詳説	6
(1)	児童生徒等への過度な身体接触・スキンシップ	6
(2)	部活動における身体接触、不適切な言動	9
(3)	児童生徒との私的なコミュニケーションが疑われる言動	13
(4)	その他児童生徒への不適切な関わり方が疑われる言動	17
第4	全事例に通底する問題点に関する意見	21
1	児童生徒性暴力等の疑いがある場合の組織的対応について	21
(1)	適切な情報の取扱いの必要性	21
(2)	校長のマネジメントの重要性	22
2	学校職員の性善説のみに依存しない体制整備の検討	23
3	職員の倫理意識を向上させる自律的改善力を持った組織の構築	24
第5	本調査を終えるに当たって	25
別紙1		27
別紙2		28

第1 序説

1 調査委員選任に至る経緯等

(1) 経緯

① 学校職員による盗撮等事件の発生

今年度、全国の小中学校に勤務する複数の教員らが、児童の下着を盗撮し、その盗撮画像をインターネット上の交流ツール（SNS）上のグループ内で共有するなどして逮捕される事件が発生した。

この事件は、令和7年3月に学校外のわいせつ事件で逮捕された名古屋市立小学校教諭への捜査を通じて発覚し、令和7年6月24日（火）、SNSグループの参加者とされる教員ら2人の逮捕により、市民の知るところとなった。この時逮捕された教員らのうち1人は、名古屋市立小学校に勤務する主幹教諭であり、かつ、当該主幹教諭は、上記SNSを開設したグループの管理者であることが報道されている。この時点では、逮捕された計3人の教員ら（うち2人が名古屋市立学校の教員）が、どのようにしてSNSグループに参加したのか、約10人いると報じられていたSNSグループ参加者に他の名古屋市立学校の教員がいるのかなど、SNSグループの全容は不明であった。

※その後、令和7年11月までの警察の捜査の進展により、上記SNSグループの参加者全員が逮捕等に至ったことが判明している。逮捕された参加者らは、全国都道府県の公立学校教員ら7人であり、名古屋市立学校の教員から新たな参加者は発覚しなかった。また、逮捕された参加者らは、その後、別の犯罪行為の疑いにより再逮捕されるなど、根深い問題であることが明らかになっている。参加者の刑事犯罪に対する公判は、令和8年3月23日時点で2人に対して有罪判決の言い渡しがされている。

② 第三者による調査方針の表明

この事件は、児童生徒を守る立場にある教員らが盗撮した画像をSNS上で共有し合うという前代未聞の事件であったが、SNSグループの全容が分からないことへの児童生徒、保護者、市民の不安が高まる中、令和7年6月30日（月）、名古屋市長から他に同様の行為をしている職員がいないか、同種事案の有無を客観的かつ公正に調査するため、第三者による調査を実施

する方針が示された。

(2) 調査委員の選任等

① 調査委員の選任等

令和7年7月22日(火)、名古屋市教育委員会は、市長の方針表明を受け、調査委員の選任を発表した。

② 調査委員の役割・所掌事項

調査委員は、名古屋市立学校職員による盗撮行為、わいせつ行為その他の性的接触行為等に係る一連の調査(学校職員らへの情報提供の呼びかけ及び提供された情報の調査・分析)に関する検討、実施のために選任され、その所掌事項は次のとおりとされた。

- 『調査のための情報提供の呼びかけの対象及び方法に関すること』
- 『提供された情報の分析及び評価並びに対応方針に関すること』
- 『提供された情報に係る調査を行う場合の調査方法等に関すること』
- 『その他盗撮等事案及び服務調査に関連して必要な事項に関すること』

以上を踏まえ、選任された当調査委員らは、次項に述べる調査の実施に当たったものである。

なお、当調査委員らとしては、調査に当たって教育的知見のみならず、法務的観点や犯罪心理学的観点からの知見、かつ、通報に対する調査の専門的知見を期待されているものと理解しており、特にそのような立場から調査の実施に当たっている。

2 本調査の目的

本調査は、学校における盗撮事案はもとより、児童生徒へのわいせつ行為や性的な言動全般に関し、学校職員の教育活動の現場において疑念や不安を感じながら、見過ごされ取り上げられずにいる事案について調査・分析し、事案を敷衍して学校の教育現場に通底する問題点を明らかにすることを目的として行っている。

また、本調査により、児童生徒、保護者、市民の不安や不信のきっかけとなる事象への対応をすることで、児童生徒、保護者、市民の不安や不信を払う一助となることを目指し、実施するものである。

なお、本調査の目的は上記のとおりであって、不適切行為が認められた場合の行為者や管理監督者の処罰を直接の目的とするものではない。本調査によって明らかとなったいくつかの学校職員の不適切行為に対する判断は、任命権者として名古屋市教育委員会が適切に判断されたい。

第2 情報提供の呼びかけ

1 情報提供の呼びかけの概要

(1) 実施時期

令和7年8月1日（金）から同月31日（日）までの期間

(2) 対象者

① 対象範囲

調査開始日現在、次に掲げる職にあるもの。

ア 名古屋市立学校（名古屋市立幼稚園を含む。）に勤務する教員や事務職員、業務士、学校司書など全ての職員（非常勤職員を含む。）

イ 教育支援センターなど学校以外に勤務する相談員など児童生徒と接する業務にある全ての職員（非常勤職員を含む。）

② 対象人数

約14,000人（うち教員約12,000人）

(3) 情報提供を求める内容

学校等の職員等により行われた次のような行為

- 『児童生徒等に対する裸体・下着姿・水着姿の盗撮や、盗撮された画像・映像の送信、盗撮された画像・映像記録の提供・保管、盗撮・盗聴を目的とする機器の設置など』
- 『児童生徒等に対するその他のおいせつな行為』
- 『児童生徒等に対する卑わいな言葉の投げ掛けなど性的羞恥心を害する言動』
- 『その他児童生徒等への性的な関心に基づくものと疑われる言動全般』
- 『児童生徒等との私的な交流で、服務上不適切であると疑われるもの』

(4) 情報提供の方法

対象範囲の職員全員に文書を配布し、情報提供を呼びかけた。

情報の集約に当たっては、ウェブ回答フォーム、eメール、郵送など複数のチャンネルを設置した。

2 情報提供の結果

当調査委員らによる情報提供の呼びかけに対し、26人の情報提供者から28件の情報提供（指摘された行為者の人数は25人）が寄せられた。なお、情報提供の件数と行為者の人数が異なるのは、複数件の提供情報が同じ1人の行為者を指摘している場合があることによる。

このうち、23件の情報提供（指摘された行為者の人数は21人）は、名古屋市立学校の職員から児童生徒に対する言動であり、これらの提供された情報を本調査の対象とした。提供された情報の多く（少なくとも14件（13人））は、行為があったとされる当時に校長に報告されているなど学校内で把握されていることがうかがわれ、その上で、校長らによって適切な事実確認や対応がなされていない、又はどのように対応されたのか分からない、などを懸念して本調査の呼びかけに応じられたものであった。

提供された情報には、逮捕された教員らによるSNSグループとの関係を示唆する情報はなく、指摘された情報内容から直ちに児童生徒性暴力等の疑いをもって警察に通報等すべき情報もなかった。

提供された情報のうち、行為の時期を特定するもので、令和7年度現在も継続している行為と指摘するものも2件あったが、多くは過去の出来事で、もっとも古いもので14年程度前（平成23年頃）の行為について指摘する内容であった。また、既に退職した学校職員を行為者として指摘するものも4件（3人）あり、このうちの1件（1人）は、児童生徒に対するわいせつ行為により懲戒免職処分となった元学校職員の在職中の行為について指摘する内容であった。

なお、上記23件に含まれない5件の情報提供（指摘された行為者の人数は4人）は、名古屋市立学校の職員から職員に対する言動や、名古屋市教育委員会が所管しない施設における施設の職員から児童等に対する言動など、当調査委員らの調査権限の及ばないものであり、本調査の対象とはしないこととした。

第3 提供情報に関する調査の結果

1 調査に当たっての基本的な方針

調査の実施に先立って、当調査委員らが確認したところ、学校や教育委員会事務局において事実関係を把握しているものが相当数存在した。これは、行為があった当時、同僚職員や関係保護者が校長らに報告したり相談したりしていたことで、関係者からの聴き取りなど調査が行われていたことによる。

これを踏まえ、本調査では、学校や事務局に報告され、事実確認がなされている事例については、学校の評価・判断が論理則経験則に照らして不合理と言えるかどうかという観点から事後的に審査するものとした。

学校や教育委員会が把握していない事例については、当時の校長らや行為者として指摘された職員本人らへの聴き取り調査など必要な確認を行うこととしているが、児童生徒に対する聴き取り等の実施については、調査の目的に照らして聴き取りが不可欠な事例を除き、特に慎重な判断のもと行うこととした。

なお、調査を進めるなかで、犯罪事実が疑われる場合は、速やかに警察に対応を相談することとした。

2 調査結果の概要

調査対象とした23件（指摘された行為者の人数は21人）の事例について、刑法、児童買春・児童ポルノ処罰法、性的姿態撮影処罰法及びストーカー行為規制法並びに児童生徒性暴力等防止法2条3項各号に該当する行為は認められなかった。

しかしながら、このうちの1件については、児童生徒性暴力等には当たらないものの、調査の過程で確認できた事実関係に照らして、公務員としての服務規律に違反し、公務員の信用失墜行為に該当する可能性があるものであった。それ以外の事例においても、公務員としての服務規律違反とまでは認定できなかったものの、学校職員による児童生徒への関わり方として不適切な行為又は不適切と受け取られかねない行為と疑われるものが複数見受けられた。

加えて、調査した事例の中には、過去の報道等により明らかになった名古屋市内外の児童生徒性暴力等事例と通底すると考えられる問題点が含まれていた。これらの問題点については、調査結果の詳説とあわせ、次項で述べる。

3 調査結果の詳説

本調査に対して情報提供があった事例には、その事例の性質が共通すると思われる内容のものが複数あり、また、これらの内容に係る懸念や問題等も共通するものであるため、以下において、これらの調査結果を区分ごとに詳述する。

なお、実際の聴き取り内容等を記載した事例ごとの調査結果については、本報告書別紙一覧表として添付する。

※行為者の氏名や学校名その他関係者の個人情報等が含まれるため、市民向け公表版においては、添付を省略する。

(1) 児童生徒等への過度な身体接触・スキンシップ

① 情報提供された事例

本調査に対して情報提供があったもののうち、特徴的な事案群として、児童生徒とのコミュニケーションのための身体接触、いわゆるスキンシップ、の行き過ぎを指摘するものが6件（指摘された行為者数は5人）あった。

情報提供のあった事例では、課外の休み時間に小学校低学年の児童を膝に乗せる、肩車するなどの内容（No.1、No.2）や、小学校高学年の児童と手をつないで歩く、児童の頭をなでる、児童を膝に乗せるなどの内容（No.2、No.3）、中学校の生徒を膝に乗せる（No.4、No.5）などがあり、これらの指摘のいくつかは、特別支援学級の児童生徒に対するものであった。当調査委員らの調査の結果、これらの行為は、実際に行われていたことが確認できた。なお、一部の事例（児童を膝に乗せる）では、子ども自身が教員の膝に乗ってくるようなこともあったものと判断される。

これらの身体接触等の意図・目的について、いずれの行為者も児童生徒へのわいせつ行為の意図で行ったものではない旨を述べており、当調査委員らとしても、直ちに行為者らにわいせつ行為などの意図があったと断定することはできないと考えている。一方で、上記のうち中学校の女子生徒を膝に乗せていた事例（No.4）の行為者は、その後、別の未成年者に対するわいせつ行為により懲戒免職処分を受けており、情報提供された行為も、チャイルドグルーミング（性的手なづけ行動。後記③ア参照）であった可能性が高いと評価される。

また、今回、情報提供のあった事例では、上記以外にも児童の頭をなでる、手をつなぐ、耳を触るといった内容（No.3で時期や場所が不明なもの、No.6）もあったが、これらについては、行為者の勤務する学校においても事情を把握していなかったこと、かつ、行為の時期や具体的な内容も不明であって、本調査においても事実の特定には至らなかった。もっとも、これら情報提供された内容が事実であったとしても、行為の内容に照らして児童生徒性暴力等に該当するものとは判断していない。

② 問題点（事例の評価）

一般論として、発達段階が未成熟な低年齢の児童に対するスキンシップは、児童に対する心理的な安心感の提供や信頼関係の確認などの意義があり、また、学校の教育現場においては児童生徒の側から親しみをもって教員に接触をする（例えば、低学年の児童が休み時間等に教員に飛びついてくる、教員の膝に乗ろうとするなど）といった場面もあり得るものと認識している。したがって、当調査委員らとしても全ての身体接触を一律に不適切と判断することは適当ではないと考えている。しかし、身体接触・スキンシップが、児童生徒の意思を尊重しないものである場合はもちろんのこと、児童生徒の心身の発達段階に沿わず、また、社会性の発達に悪影響を与えるものとなる場合には、不適切な行為に当たり、思春期生徒に対する過度に密接的な行動や馴れ馴れしい態度、幼児に対する無配慮なプライベートゾーンへの接触などはいずれも不適切な行為である。

情報提供のあった事例の大半は、児童生徒が嫌がっていた等とは指摘されておらず、調査を通じても児童生徒が嫌がっていた事実は確認できていない。しかしながら、例え児童生徒が嫌がっていない（又は喜んでいた）としても、小学校高学年や中学校の児童生徒を膝に乗せるなどの行為は、児童生徒の発達段階に照らして相当ではないし、児童生徒らにTPOを弁えた行動など社会性を涵養すべき学校職員の立場からしても不適當なものとして評価される。

③ その他の問題点

ア 性的手なづけ行動の偽装を容易にすること

近年、児童生徒性暴力等を含む児童性犯罪の準備行動として、大人が性

的な接触を図る目的で子どもを手なづけようとするチャイルドグルーミング（性的手なづけ行動）の存在は広く知られ、16歳未満への児童への面会要求罪の制定など法改正を含む対策がとられているところである。

当調査委員らとして、児童生徒に過度の身体接触やスキンシップを行う職員が、直ちに性的手なづけ行動を目的としているとは考えていないが、これらの身体接触・スキンシップ行為が、性的手なづけ行動の偽装が可能な環境を生み出しているのではないかという懸念を持っている。

学校職員が児童生徒に親密な態度を示すこと自体は、本来、児童生徒性暴力等とは無関係であるし、非難されるべきものではない。しかしながら、このような児童生徒との適切な距離感を欠いた状態が是正されず常態化することで、性的手なづけ行動を目的とする者にとって児童生徒性暴力等を行いやすく発覚しにくい土壌を生むこととなるのであって、児童生徒性暴力等の防止の観点からすれば、このようリスク要因についても認識し、対応を図るべきである。

イ 身体接触・スキンシップのあり方が職員の感覚に任せられていること

児童生徒への身体接触・スキンシップに関し、当事者が望まない身体接触等は（本人や他者の安全の確保などの事情がない限り）避けるべきであることは、本調査に関係して聴き取り等を行った学校職員の多くに理解されていたと受け止めている。一方で、児童生徒の意思以外の観点で、児童生徒に対する身体接触等をどの程度制限し、許容すべきかの基準は、明確でないように感じられた。

例えば、行為者である職員の聴き取りの際に述べられた「児童らが喜んでいることなので、良くないという認識はなかった」との発言は、過度な身体接触を生じさせた最たる認識であるが、逆に「児童らに触れることを全て避けるように学校長から注意された」との発言を字義通り解釈すると明らかに行き過ぎた対応であるように思われる。

当調査委員らとしては、学校職員が児童生徒との接し方を自ら律するとともに、過度に児童生徒への関与を委縮しないようにするため、また、学校職員らが相互に児童生徒との接し方を点検しあえる環境づくりのため、学校職員による身体接触・スキンシップに関するルールが示されることが

必要と考える。

もちろん、児童生徒一人一人によって発達段階に差があり、特別支援学校・学級の児童生徒など心身の発達がアンバランスな児童生徒や、生育環境等に由来して愛着面の困難を抱える児童生徒など配慮が必要な児童生徒もおり、明確な線引きすることは困難であるが、このような児童生徒への接し方を現場の学校職員個々人の感覚任せにせず、例外的な身体接触を学校組織として判断したり、あらかじめ保護者らと対応を共有したりする体制とすることが、児童生徒と学校職員両者を守るうえで望ましいことと考えるので、教育委員会において検討されたい。

(2) 部活動における身体接触、不適切な言動

① 情報提供された事例

別の特徴的な事案群として、部活動の指導を背景とした身体接触その他の不適切な言動について指摘するものが5件（指摘された行為者数は4人）あった。

情報提供のあった事例では、練習や試合でコートに向かう際、選手の背中やお尻を触る（No.7、No.8）、ストレッチやフォームチェックとして体に触れる（No.8、No.9）などが指摘されているところ、一定の身体接触があったことが確認された。また、大会等の帰路に異性の生徒を自身の車に乗せて近くの駅まで送ったり、部活動用の運動用品店に連れて行ったりした、男女両性を含む複数の生徒を遊びに連れて行ったりした（No.9、No.10、No.11）など指摘された行為も、実際に行われていたことが確認された。

これらの行為の意図について、行為者は性的な意図・目的はなく、指導上の必要があったなどと説明しており（選手の臀部を触ったとの指摘について、行為者は、故意ではなく背中を押し出すつもりだったと弁明。）、行為の内容を踏まえて、わいせつな意図や性的な目的で行われたとまでは判断できなかった。

また、特定の児童生徒に対してのみ好意的な態度で接していた（No.10）、女子生徒の体型などに言及する発言をしていた（No.7）などは、行為があったとされる当時から、当該学校職員が否認しており、また、これら情報提供された事例は、発生から既に相当年数が経過しているため、改めての事実を

明らかにすることは困難で、事実の存否は分からなかった。

② 問題点（事例の評価）

児童生徒の心身の発達段階を踏まえると、中高校生など思春期の生徒（特に異性の生徒）に対する身体接触は、緊急の救護措置など正当な目的で行う場合を除き、慎重であるべきである。

その点、ストレッチなどの理由で相手の体を触った事例（No.9）は、不適切な行為と評価せざるを得ないし、フォームチェックなどを行う場合も、児童生徒の同意を得ずに行われることは適切とは言えない。フォームチェックについて指摘された事例（No.8）では、行為者は、指導目的であったと説明しており、また、行為があったとされる当時、学校が行った聴き取りにおいても、部員の中でも同じ言動を指導目的として捉えていたものもいたようである。当調査委員らとしても、指摘された行為を競技指導の目的で行ったとする行為者の主張を否定するものではないが、行為者が、実際にも相手生徒の同意を得ていたことはなく、行為が指導目的であるとしても不適切な行為に当たると評価される。

また、部活動という活動の性質上、大会や練習の際に、激励や慰めのために肩や背中を叩いたり、ハイタッチをしたりといった身体接触があることは、一定理解できるが、その態様によっては、不適切な身体接触に当たる場合がある。当調査委員らとして、本調査において、頭や肩に触れることがあったなどと指摘された事例（No.7、No.9）が、直ちに不適切な行為に当たるとは判断していないが、これらの事例は、上記ストレッチやフォームチェックについて指摘された事例と同じ指導者による行為であり、身体接触に関する意識の甘さ（不当な目的でなければ問題ないという意識）もうかがわれる。後記③イにおいても述べるが、学校職員にこのような意識が認められる場合には、研修・指導を通じた意識啓発が図られんことを求める。

③ その他の問題点

ア 部活動の性質上包含されるリスク要因

部活動における学校職員と児童生徒の関係性は、指導者と指導を受ける者としての上下関係が形成されがちであるところ、特に競技力の向上に熱

心な部活動で顕著であることは広く言われるところである。また、このような部活動では、競技の専門性の高さや指導者としての実績などから、校長など外部から部活動運営に意見がしにくかったり運営を任せてしまったりするなど外部の目が入りにくい環境が生じがちで、実際、本調査では「校長は、部活動の指導の様子を見に来ることはなかった」との学校職員からの発言も聴き取っているところである。加えて、同じ学校職員が複数年同じ部活動の顧問等を務めたり、土日や夏季休業期間中の練習や対外試合の指導や引率に当たったりするなど、長期間・長時間の継続的な関わりが生じることも部活動の性質上生じがちである。

当調査委員らとしては、部活動においてしばしば見受けられる、このような指導者と部員の上下関係による支配性、外部の目が入りにくい閉鎖性、関わり方の継続性といった特徴は、性暴力発生のリスク要因、性暴力防止のための機構の脆弱性につながるものであると考えている。教育委員会においては、部活動にそのようなリスク要因が包含されることを前提に児童生徒性暴力等防止の措置を検討されたい。また、本調査では、部活動に関する校長の関与、マネジメントの不十分さを指摘する意見も聴き取っているところであり、学校における教育活動の責任者として、校長の監督責任を再度徹底されたい。

イ 児童生徒の意見表明権が軽視されている疑いがあること

②において述べたように、部活動の指導であっても、児童生徒への身体接触を伴う指導は、慎重であることが原則であるが、その必要がある場合には、当事者児童生徒の意思を尊重して行われるべきである。

当調査委員らから学校職員に対して行った聴き取りにおいても、学校職員が指導上の目的を持っていたことやわいせつな意図がないことは確認できているものの、学校職員が児童生徒の意見表明の権利に十分な配慮をしていた様子はいかたがえないう心証を持っている。

さらに、アに掲げた関係性の特徴を踏まえれば、学校職員による意図された性暴力に限らず、行為者が競技指導の目的でした行為においても児童生徒が自らの意思を示せない可能性があることを、指導者側の学校職員は、より自覚的であるべきである。

ウ 情報の共有が不適切であった疑いがあること

情報提供のあった事例のうち1事例では、行為当時、保護者から申立てを受けた校長が、教育委員会事務局に対して事案を共有せず、また、後任の校長に対しても事案の経緯・調査結果が分かる資料等を引き継いでいなかったことがうかがわれる。（なお、当該事例について、当調査委員らから行為者とされる学校職員に対する聴き取りも行い、当該事例が児童生徒性暴力等に該当するものとは判断していない。）

当時の校長は既に退職しており、情報共有をしなかった理由等は不明で断定的な評価はできないものの、このような校長の対応は、不適切なものであった可能性が高いと考えている。少なくとも、現行の児童生徒性暴力等を防止するための手続きに照らせば、児童生徒本人や保護者から児童生徒性暴力等や児童生徒性暴力等につながり得る不適切な行為として申立てがあった場合、その内容は遅滞なく教育委員会事務局に共有され、組織的に調査されるべきであるし、その経緯や結果は、適切な期間・範囲で引き継がれるべきである。このような情報の共有、引継ぎは、疑念のある行為に対して組織的かつ迅速な対応体制を確保するのみならず、問題の原因分析や同種事案の予防に資するものである。

当該事例は、9年程度前の事例であり、現在も、同様の問題が生じるおそれがあるかは判断できないが、このような不適切対応を生じさせないため、児童生徒性暴力等が疑われる事案等への対応については、発生時（発生の疑いを含む。）の対応マニュアルやフローを定め、各学校に対して周知徹底されることを、教育委員会事務局に求めたい。

エ 休日の部活動の移行についての付言

名古屋市では、令和7年10月から、市立中学校の休日（土・日曜日）の部活動を見直し、学校によらない団体が実施主体となって活動の場を提供する「土日クラブ活動」を実施している。

土日クラブ活動の実施主体となる団体は、教育委員会の審査を受けた民間企業やNPO法人、保護者等が設立する団体など多様であり、指導に当たる者についても、多様な立場の者が想定されるところ、指導者には教育

委員会が実施する研修の受講及び確認テストへの合格を要件付けたり、教育委員会によるモニタリングを実施したりするなど、活動の適正を期すための取組みも実施されている旨を聞き及んでいる。

当調査委員らとして、土日クラブ活動の実施に対して児童生徒性暴力等に関する懸念を申し立てるものではないが、これまで以上に多様な指導者が生徒との関わりを持つことや、児童生徒性暴力等への対策が絶えず更新されていくべきものであることなどを踏まえれば、学校職員に対する意識啓発と同様に、指導者に対する研修など実効的に継続されることが重要であると認識しており、このことについて付言する。

(3) 児童生徒との私的なコミュニケーションが疑われる言動

① 情報提供された事例

(1) , (2) 以外の特徴的な事案群として、学校職員と児童生徒との私的なコミュニケーション、特に双方の好意的な関係を前提にしたコミュニケーションを指摘するものが4件（指摘された行為者数は4人）あった。

情報提供のあった事例では、学校職員が卒業生とSNS等で私的に連絡をとっている（No.12、No.13）、特定の児童生徒を車に乗せて出かけている（No.14）、特定の児童生徒に対して過度に親密な様子がある（No.15）、卒業生と交際している（No.13）などがあり、それぞれ下記アからエに記載のとおりであった。

ア SNS等による私的な連絡に関し、指摘のあった事例では、実際に児童生徒との連絡先の交換や私的な連絡があったことが確認できた。ただし、このうちの1事例（No.12）は、名古屋市教育委員会がSNS等を用いて児童生徒と私的なやりとりをすること等を禁止した令和3年6月より前の行為であり、かつ、当該連絡の相手は卒業後の児童生徒であることが確認できた。さらに、この事例では、当該児童生徒に対して不適切な内容のメッセージが送信されるなどの事情は確認できず、学校職員の不適切行為には当たらないと判断される。

一方、別の事例（No.13）は、連絡のきっかけこそ、学校を卒業した生徒が職員の写真投稿型のSNSのアカウントを特定し、当該アカウントに

ダイレクトメッセージを送ったというものであったが、その後、メッセージアプリ型のSNSを用いて継続的に連絡を取り合うなどしていたことが確認された。加えて、調査の結果、両者は、一定期間該当職員の自宅で同居するなどしていたことが判明した。このことに関しては、後記エ項において詳述する。

イ 特定の児童生徒を車に乗せて出かけていると指摘する事例（No.14）では、進路相談等で遅くなり塾の時間が迫っていた生徒のため、学校職員が生徒を車に乗せ、駅まで送ったことがあったと確認できた。一方で、該当職員及び当時の管理職員に対する聴き取り等を通じて、その他の場面で当該生徒と出かけたり送迎したりといった事実は確認できなかった。

この事例では、当該生徒が学習進度や学力状況などに不安を感じており、かつ、相談をする学校職員として該当職員以外の職員を望まず、結果として当該生徒に係る全ての相談が集約され、他の生徒に比べて突出して頻繁かつ長時間の進路相談等が続いていたことも、背景としてあったことが確認された。

ウ 特定の生徒に対して過度に親密な様子があると指摘する事例（No.15）では、学校職員が、教室内で特定の生徒と見つめ合っていた、話しかけ方が過度に親密であったなどの指摘がなされている。このような指摘は、本調査が行われる以前にも、学校の管理職に対して同僚職員から申し立てがされていたが、当時においても、具体的な職員の不適切行為は確認されていなかった。（なお、当時の学校長は、該当職員に対して周囲の同僚らから誤解を受けたり、他の生徒や保護者から疑念を抱かれたりするような関わり方を行わないよう、注意を促していた。）

当調査委員らとしても、指摘のあった行為が具体的にどのような経緯で行われたものであるかなど特定には至らず、学校職員による不適切行為との判断には至らなかった。

エ ア項に掲げたうちの1事例（No.13）は、SNS等による私的な連絡を指摘するものであったが、あわせて該当職員が卒業生と交際しているので

はないかとの指摘がされている。

このことについて、当調査委員らが、当事者である該当学校職員らから聴き取り等を行った結果、該当学校職員が、未成年者である卒業生を一定の期間、自宅に居住させていたことが明らかになった。当調査委員らとしては、学校職員及び卒業生双方からの聴き取りや、警察署との情報共有も行った上、本件は、当該卒業生の置かれた家庭環境その他の状況から、該当学校職員が卒業生を保護する必要性を感じていた事案であると判断し、児童生徒性暴力等事案に該当しないという判断に至った。

※本項に掲げる事例は、関係生徒のプライバシー保護のため、事実関係に関する記載を省略している。

② 問題点（事例の評価）

当調査委員らとしては、本区分に掲げたいずれの事例も児童生徒性暴力等には該当しないものと評価される。また、いずれの事例も、学校職員が対象の児童生徒に対して性的な関心をもって行った行為とは評価していない。

一方で、No. 1 3 の事例（① - ア及びエ項）やNo. 1 4 の事例（① - イ項）などでは、児童生徒からの好意ないし依存の感情に対して、本来学校職員としての関わり方の規範となるべき「児童生徒への教育的な配慮としてどうあるべきか」という立場を超えて、過剰な対応がなされており、これらはいずれも不適切な行為であったと評価される。

特にNo. 1 3 の事例は、児童生徒性暴力等にこそ該当しないと判断したものの、児童生徒の健全育成の観点からは是認できるものではなく、教育公務員に対する信用失墜行為として懲戒処分の対象になり得る行為であると考えられたことから、本報告に先立って、当調査委員らの聴き取り結果を教育委員会事務局に提供した。

※当該事例は、当調査委員らの聴き取り結果の提供後、教育委員会において事実確認の上、懲戒処分が実施された旨、報告を受けている。ただし、関係生徒のプライバシー保護のため、処分日や被処分者（本調査の該当学校職員）の所属や氏名等は公開されない旨を聴き取っていることから、本報告書においてもこれらの内容は開示しない。

③ その他の問題点

ア 私的コミュニケーションの常態化・発展によるリスク

学校職員と児童生徒との間での私的なコミュニケーションそれ自体は児童生徒性暴力等に該当しないとしても、児童生徒との適切な距離感や公私の区別を欠いた状態が是正されない場合、継続した行為の常態化や発展による児童生徒児童生徒性暴力等につながるリスクがある。

加えて、本区分に掲げるような、児童生徒の側に好意的な感情が認められる事例では、児童生徒に被害の認識がない場合が多く、また、学校職員自身にも正当化、おためごかしなど思考の誤りが生じやすいなど、児童生徒性暴力等がより発生しやすく、かつ、発覚しにくくなることについても認識する必要がある。

イ 学校職員による問題の抱え込み等

本調査では、当事者学校職員に対する聴き取りも行っているが、これらの事例において当事者職員らにも一定の問題意識や葛藤があることも聴き取っている。

本区分に掲げる事例では、学校の内外を問わず、不安や悩み、あるいは愛着に課題を抱える児童生徒が、その不安等への反応として、特定の学校職員に過度に依存的になっていることがうかがわれた。このことに対する当事者学校職員からの聴き取りでは、児童生徒が依存的だったり私的なコミュニケーションを求めたりすることを課題として認識していたが、そのような児童生徒を突き放すことのリスクを感じていたとの発言を得ている。一方で、同じ当事者学校職員自身が本来とり得たであろう周囲への相談や援助の要請を十分にしていなかったようにも見受けられ、かかる問題に対する学校職員の向き合いに相反する二面性があったとも評価される。

本区分で不適切な行為として掲げた事例（No.13の事例（① - ア及びエ項）やNo.14の事例（① - イ項））が、組織的な対応に移行できなかったことについては、該当学校職員が知識・経験として、このような事態への対処方法を学んでおらず、問題の回避・解消ができていないこと、また、職員の性格・資質として、過剰な同情や相手との心理的な一体化など、職員個人に起因する問題と、上司や同僚によるサポート体制の不十分さなど、

組織に起因する問題の両面があると思料する。当調査委員らとしても、これらの事例は、いずれも学校職員の児童生徒に対する親切心を根底に持つ事例であったと考えているが、学校職員が課題を抱える児童生徒に向き合う場合のリスクを軽減させるための方策を教育委員会において検討されたい。

(4) その他児童生徒への不適切な関わり方が疑われる言動

その他情報提供のあった事例として、下記ア項からエ項に記載するものが8件（指摘された行為者数は8人）あった。

ア 特別支援学級の児童生徒の排泄介助等について指摘する事例

情報提供のあった事例（No.16、No.17）は、中学校の特別支援学級の生徒に対する学校職員の生徒の排泄介助について指摘するものであり、あわせて該当職員の生徒への日頃の接し方についても過度な身体接触・スキンシップについて指摘がされていた。なお、このうちの1事例（No.16）は同性生徒に対するもの、1事例（No.17）は異性生徒に対するものであった。

No.16の事例は、該当職員が特定生徒を膝に乗せたり抱き上げたりする傾向があり、その特定生徒の排泄介助にも当たっていることを指摘するものであったが、生徒への身体接触・スキンシップについては、行為のあった当時、同僚職員からの指摘を受けて学校長により指導がされており、その他には児童生徒性暴力等を疑うべき事実関係は確認されなかった。生徒へのスキンシップに関する一般的な問題は、前記（1）において述べたとおりであるが、少なくとも本件については、児童生徒性暴力等に該当するものではないと判断される。

一方、No.17の事例では、男性である該当職員が担任する女子生徒の排泄介助として下着の交換等に関わっていたことが確認できたが、これは、学校職員の対応として不適切なものと判断される。この事例については、行為があったとされる当時、校長から該当学校職員に対して聴き取り等もされており、女子生徒への性的な関心による行為ではなかったと評価されるが、中学生の年齢にある女子生徒に対して異性の教員が下着の交換等を介助することは、社会通念に照らして避けるべきであるし、障がいがある生徒であれば、

かかる行為が許されると判断したのであれば、障がい者の人権に対する配慮を欠いたものと言わざるを得ない。本調査実施の時点において、該当職員は傷病による休職中であり、当事者の認識や弁明を直接聴き取ることはできなかったが、該当職員に不適切な認識があるのであれば、適切な啓発が必要であると考えている。

イ 特定の生徒に対する好意的な態度等について指摘する事例

情報提供のあった事例（No.18、No.19）は、学校職員が特定の生徒に対して特別扱いをしたり過度に親密に接したりしていることを指摘するものである。これらの行為そのものは、児童生徒性暴力等に該当するものではないが、情報提供者の多くは、該当学校職員による生徒への性的な関心に基づく言動との疑いを指摘している。なお、前掲の事例においても、同様の指摘がされているものがあった（No.10、No.14）。

情報提供のあった内容は、「髪型を変えた女子生徒に対して『かわいいね』と声をかけた」など生徒の容姿等を褒めていた（No.18、No.15（再掲））、「お気に入りの生徒にのみ好意的に接する」など特別扱いをしていた（No.19、No.10（再掲））、また、「（該当職員が退職した後）一部の女子生徒に『受験頑張って』と問題集を送った」（No.19）などと指摘するものもあった。

一般論として、児童生徒の容姿について学校職員が批評的に述べたり、特定の児童生徒を特別扱いしたりすることは適切ではない。また、過度に容姿を褒めたり正当な理由なく児童生徒によって声掛けの仕方や態度を変えたりすることは、児童生徒性暴力等につながり得るリスクのある言動である。また、容姿や髪型などへの批評は、相手のプライバシーへの干渉につながる行為であるという意識の希薄さもうかがわれる行為である。

もっとも、本調査では、これらの生徒の容姿に関する発言や特定生徒の特別扱いについては、1事例（No.19）を除き、いずれも事実関係を明らかにするには至らず、これらの事例が不適切行為に該当するとは判断できなかった。

一方、No.19の事例については、任期を定めて任用される常勤講師が、任期満了後に特定の女子生徒に対して問題集などを送っていたことが確認され

た。加えて、該当職員は、病気を理由とする休暇中、勤務学校の複数の生徒のタブレット端末に不適切なメッセージ（わいせつな内容ではない）を送るなどの行為も確認されており、いずれも学校職員による不適切行為に当たる。しかしながら、行為者である該当職員は、既に任期満了により退職しており、また、当時も退職後も、学校長からの連絡を拒否するなどの言動もあったため、当時も、かかる不適切行為の目的等は明らかにできず、本調査においても、該当職員と連絡をとることができず、調査が果たせなかった。なお、該当職員は、現在、名古屋市立学校の学校職員として勤務しておらず、また、確認された不適切行為は直ちに法令上の欠格事由に当たるものではないが、該当職員の再度の任用をする場合には、これらの不適切行為を行った目的や、不適切行為の再発の見込みなどについて教育委員会として十分に確認の上、任用を検討されたい。

ウ 学校内での写真の取扱いについて指摘する事例

情報提供のあった事例（No.20）は、学校内で撮影された生徒の写真の中から、好みの容姿の生徒を選んで写真を収集していたと指摘するものであった。また、かかる写真の収集は、およそ4年前の出来事で、収集した写真を校内の共有フォルダに保存し、複数人の男性学校職員らがこれらの写真を見ていた旨の指摘がされている。

この情報提供を受け、当調査委員らとしては、教育委員会事務局の職員を当該学校に派遣し、当該学校内のネットワーク接続ストレージに保存された全ての画像ファイルを確認した。当該学校には、学校行事その他の学習活動の写真など、4年前の行事写真を含む多数の画像ファイルが保存されていたが、指摘されたような画像は確認されなかった。なお、写真のデータファイル名称（〇〇0001.jpgなど番号が付されている）は概ね連番で保存され、特定の写真データを削除するなどしたことを疑わせる事情もなかった。

以上の確認結果を踏まえ、本件の情報提供者には、情報提供のための書き込みフォームに記載されたメールアドレス宛て連絡をしたが、返信がなく、本事例については、不適切行為には該当しないものとして調査を終了することとした。

なお、本事例が不適切行為に該当するとは言えないことは上述のとおりで

あるが、本調査のきっかけとなった学校職員による盗撮等事案では、逮捕された学校職員が学校行事の際に撮影した写真データのうち、女児の下着が写り込んだものを加工し、SNS上のグループトークに送信したことが公判上明らかになっている。本調査において確認した限り、当該学校での写真撮影や写真データの管理が、特定の職員に集中していることはなく、撮影した写真データも写真専用の共有フォルダに全て保存し、カメラの記録媒体からは消去するようにしているなど、一定の対策はとられていた。一方で、悪意を持って写真データを持ち出すなどしようとする者に対して、持出しを防ぐための対策がとられているとまでは言えず、かつ、このような事情は、他の市立学校においても概ね同様であると評価される。

エ 児童の持ち物の紛失や汚損について指摘する事例

情報提供のあった事例（No.21、No.22、No.23）は、学校内において児童の持ち物（女子生徒の水着などフェティシズムの対象であると疑われるような持ち物）の紛失や汚損を指摘する内容であった。

情報提供の内容は、それぞれ女子児童の下着や体操服の紛失（No.21）、女子生徒の水着の紛失（No.22）、児童の上履きに尿がかけられる汚損（No.23）というものであり、下着や水着の紛失については、窃盗の可能性も否定されないというものであった。

情報提供のあった事例は、いずれも学校の管理職が事案を把握しており、それぞれの学校において学校職員や関係児童生徒らからの聴き取り等が行われていた。しかしながら、学校における確認によっても事実関係は明らかになっておらず、行為者も不明であった。これらの事例は、いずれも令和6年度中の出来事であり、当調査委員らとして改めて事実を解明することは困難であり、行為者、行為の目的いずれも不明として、調査を終了とした。

なお、これらの事例は、いずれも学校から警察への相談・通報等はされていない。学校に勤務した経験のある職員に聴き取ったところによれば、学校における物品の紛失等にあっては、窃盗や嫌がらせ目的の場合だけでなく、間違えて別の児童生徒の分を持ち帰ってしまう場合も散見されるということであり、物品の紛失報告を受けた学校職員が、直ちに窃盗等の疑いをもって警察へ相談・通報に当たらなかつた事情も一定理解する。しかしながら、も

し当該行為が悪意を持った第三者による行為であるならば、その目的や行為者によらず犯罪行為に該当するのであって、警察への相談などが行われなかった対応が適切であったかは疑義が残る。また、情報提供のあった上履きの汚損事例も、器物損壊などの犯罪行為に当たる可能性があるものであって、当調査委員らとしては、被害児童生徒の保護者の意向も確認のうえ、必要であれば警察等に相談する、被害届を提出するなどの対応もあり得たのではないかと評価される。

性暴力等への対応に限ったものではないが、学校が警察と連携することは、児童生徒の安全な学習環境の維持に必要なものであり、犯罪行為が確認された場合のみならず、疑念がある場合や判断に迷う場合も含め、躊躇なく積極的に警察に相談できるよう、学校と警察との緊密な連携体制を構築しておくことが必要であることを付言する。

第4 全事例に通底する問題点に関する意見

1 児童生徒性暴力等の疑いがある場合の組織的対応について

(1) 適切な情報の取扱いの必要性

本調査において、提供された23件（指摘された行為者の人数は21人）の事例について当調査委員らが確認したところ、このうちの17件（15人）で、行為があったとされる当時に同僚学校職員や保護者などから校長ら管理職に対して報告がされていた。

一方で、これら校長が把握している17件（15人）のうち、教育委員会事務局に報告されていることが確認できた事例は、6件（6人）にとどまっており、教育委員会事務局への情報集約が不十分だったのではないかと指摘せざるを得ない。もちろん、情報提供された事例は、それぞれ内容も異なっており、不適切行為がないと確認された場合など報告の必要性のない事例もあって、教育委員会事務局に報告等がされていないことが直ちに不当であるというものではない。しかしながら、児童生徒性暴力等の疑われる事案については、初動の段階から可能な限り教育委員会の関係部署と学校が一体的に対応するなど組織的かつ迅速な対応が必要であり、適切な情報共有が不可欠である。

教育委員会においては、児童生徒性暴力等が疑われる事案に対し、組織的かつ迅速に対応できるようにするため、情報共有のルールを明確にするとともに、

適切な報告・通報窓口の周知や情報管理の定め、警察等関係行政機関への通告のルール、公益通報者保護法を踏まえた通報者の保護など、適切な情報の取扱いについて検討し、周知されたい。

(2) 校長のマネジメントの重要性

本調査において、複数の情報提供者が、校長に事案を報告した後の対応について不信や疑義、懸念を感じていたことは、前記第2の2において述べたとおりである。本調査の結果、これらの中にも校長が適切に事実確認をして対応していたり、教育委員会事務局も含めて方針の検討がなされていたりした事例も相当数確認できており、当調査委員らとして、一概に校長の対応不足や不適切な事後対応という評価は当たらないと認識される。

反面、校長の対応が不適切であったと疑われる内容（前記第3の2③ウ）や関与不足を指摘する学校職員の意見（前記第3の2③イ）もあり、一部において校長のマネジメントが不十分であったと評価される。

校長は、学校における教育活動の責任者として、平時においては学校職員に対する職場内研修やサービス上のルールの周知啓発、定期的な面談などを通じ、学校職員のサービス監督やメンタルヘルス保持、風通しの良い職場風土の構築に当たり、児童生徒の日常観察や定期的な面談・アンケート、施設の安全点検などを通じ、児童生徒の健全な教育環境の保持や児童生徒性暴力等の疑い事案の早期発見・把握に努める役割がある。また、事案を把握した場合においては、迅速な情報収集と対応方針の決定、学校組織における役割分担、関係者のケア、教育相談体制の確保、事後には再発防止策の策定・実施や信頼回復に向けた取り組みなど、あらゆる危機管理に必ずべき役割を負っている。加えて、児童生徒性暴力等の防止を進めるに当たっては、保護者（家庭）や学区等の住民（地域）との連携し、多くの目で、多面的に取り組んでいく体制づくりも重要であるが、家庭や地域に向けた情報提供や協力依頼、学校の取組みに関する協議など、いずれも校長のリーダーシップなくしては成し得ないことである。

校長の危機管理上の役割については、教育委員会においても重視し、各種の研修等通じて徹底されてきたものと理解しているが、学校における児童生徒性暴力等対応の要諦は、校長の危機管理にあり、当調査委員らとして、あらためて校長によるマネジメントの重要性を指摘し、一層の対策を徹底されんことを

求めたい。

また、危機管理、マネジメントに係るスキル向上は、短期的な育成研修によって成し遂げられるものではなく、校長に昇任する前の教頭や管理職を目指す教員などへの研修の充実など、長期的視座に立った育成体制についても検討されたい。

2 学校職員の性善説のみに依存しない体制整備の検討

本調査の結果として児童生徒性暴力等に該当する行為が認められなかったことは、前記第3で述べたとおりであるが、当調査委員らの選任の契機となった盗撮等事案も踏まえ、学校の児童生徒性暴力等の防止のための制度に関し、危機管理の観点からの所感を意見として述べる。

これまで、学校職員は、単なる知識だけでなく豊かな情操と道徳心の涵養のため、子どもたちに向き合い指導する者として、高い倫理観と使命感が期待されてきた。それが故に、学校職員は当然にかかる倫理観に裏付けられた職であるといういわゆる「教員聖職者論」も今なお一定の認知がされているところであろう。

そのため、学校における児童生徒に対する不祥事防止は、その多くが学校職員の倫理感を前提にした、いわば性善説に依拠した仕組みとなっている。しかしながら、この仕組みが悪意ある行為者に対して脆弱であることは、本調査の契機となった盗撮等事案においても明らかであり、また、本調査で明らかとなった不適切行為についても当事者学校職員の自省・反省によって改善を図る、行為者の善性を信頼することが対応の基盤となっていると理解している。

しかしながら、現代の危機管理においては、性善説に頼ることこそが不祥事防止の脆弱性とされており、性悪説・性弱説に基づいた制度設計、体制整備を進める必要性についても指摘せざるを得ない。学校職員とは、上述のとおり子どもたちに向き合い指導する、児童生徒への教育的愛情と情熱を持った人間集団であるが、遺憾ながら、歪んだ子どもへの親近感を持った者も紛れ込む可能性があるという事実も、意識しなければならない。また、子どもたちに指導するという学校職員の社会的立場は、その地位や関係性において、子どもたちよりも上位的なパワーバランスが形成されることは避けられず、関係性の力を自覚的あるいは無自覚に乱用してしまう可能性があることもまた、意識しなければならない。このような考え方は、近年、社会が対峙すべき課題とされており、子ども性暴力防止

法に定められた日本版DBS制度などもこの表れであると理解している。

名古屋市教育委員会においては、令和7年度に発生した一連の盗撮等事案を受け、私用のスマートフォンなど情報端末の使用ルールを改訂し、また、現在設置している「児童生徒性暴力等の防止等に関するプロジェクトチーム」における学校施設の安全点検に関する検討など物理的に不正ができない環境の構築を行ったり、盗撮機器等の探索機器の導入など犯罪行為の検知のための仕組みの充実を行ったりするなどリスク対策を進められているが、このような性善説に依存しない体制整備についても引き続き検討されたい。

また、本報告書でも指摘している学校職員による身体接触・スキンシップに関するルールの策定や児童生徒性暴力等が疑われる事案等の発生時の対応マニュアルやフロー、情報共有・情報の取扱いに関するルールの策定といったいわゆるマニュアル化・ルール化は、性善説に依存しない体制整備であると同時に、大多数の学校職員の児童生徒への適切な関わり方を保障する仕組みづくりにもつながるのであって、教育委員会において十分に検討されたい。

もっとも、過度に監視的であることは、教員らが伸びやかに子どもたちと接することがしにくくなるなどの弊害もあり、また、学校職員の自律的な行動や教育活動へのモチベーションや心理的安全性の向上などは、性善説に基づく信頼を基盤にするものであって、当調査委員らとしても、学校職員相互の監視を求めたり、学校職員の善意に基づく自律的な行動を否定したりする考えは持っていない。しかしながら、学校において教育活動に当たる学校職員としての振る舞いについて、客観的な視点を意識したり、児童生徒との適切な距離感を保ったりすることは、必要だと考えており、次項に述べる組織風土の構築と調和した危機管理体制の構築について、児童生徒性暴力等の防止等に関するプロジェクトチームにおける議論を深められんことを期待している。

3 職員の倫理意識を向上させる自律的改善力を持った組織の構築

今回、本調査における情報提供者、指摘を受けた行為当事者、校長ら管理職など、様々な職員からの聴き取りや書面による調査を経て、同じ名古屋市立学校の職員同士であっても、児童生徒への関わり方に関して適切と判断する基準や許容されると考える行為の線引きに少なくない差異があることが確認された。

当調査委員らとしては、指摘された行為者の認識に現在の社会通念との差異を

感じるものもあり、逆に情報提供者の評価に行き過ぎや感覚のずれを感じるものも一部あった。本調査によって表出したこれら学校職員同士の意識の差異、感覚のずれについては、本報告書において当調査委員らとしての見解、評価を述べてきたものである。

しかしながら、当調査委員らとしては、今後、全ての学校職員に対して適切と考えられる認識を伝えていくことは、非常に困難な取組みになろうと予想している。教育委員会による職員研修などの人材育成手法により1万数千余人の職員の意識を改善することには限界があり、また、近年の社会情勢等の移り変わりによる社会通念の年々の変化への対応も容易ではないと感じている。また、学校職員特に教員の多くが、学校外での勤務経験が少ないなど均質であるが故に、社会通念との差異やずれを自ら意識する経験や環境が不十分なのではないかとの懸念もある。

この課題に対応するため、名古屋市教育委員会、名古屋市立学校には、組織の自浄作用として意識の差異、感覚のずれのある職員に気づき、その職員の意識の更新・アップデートを図ることのできる自律的改善力を持った組織の構築を進めてほしい。すなわち、学校職員が児童生徒との関係において何らかのリスクを抱えた際、学校職員同士が相互監視によって単にけん制し合うのではなく、児童生徒のために互いの認識を高め合い、早期の改善を図ることのできる学校組織の構築であり、また、日頃からリスク事象の改善のための建設的な対話、率直な指摘がし合える風通しのよい学校組織の構築である。当調査委員らとしては、このような学校組織が作られんことを期待し、そのために必要な組織風土づくりを名古屋市教育委員会に求めたい。

第5 本調査を終えるに当たって

学校職員からの提供情報に関する調査の結果と、調査を通じて感じた課題点等に係る当調査委員らとしての意見は、以上述べてきたとおりである。

本調査を通じて、学校の教育現場において疑念を感じるような場面があった際には、疑念を得た学校職員の方たちが事案を見過ごしにせず、校長に報告するなどしていたことが確認できたことは、当調査委員らとしても心強く感じている。しかしながら、教員による盗撮画像のSNS共有事件に端を発した公教育への信頼、学校職員への信頼に対する傷は今なお深く、全てを旧に復すことは叶わない

ことも遺憾ながら事実であろう。当調査委員らとしては、そのような所感も踏まえ、本報告書では、教育委員会に対応の難しい課題も提示してきた所存である。

児童生徒に対する性暴力は、子どもの権利を著しく侵害し、子どもの心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与える断じて許されない行為である。名古屋市教育委員会、名古屋市立学校において児童生徒の教育に当たる全ての職員の方々には、このことを再度認識され、自分たち一人ひとりが児童生徒性暴力等を防止するための役割と責任を負っているという自覚のもと、児童生徒の教育活動に臨み、今後の性暴力防止対策に取り組まれんことを切に望むものである。

以上

○市立学校園における児童生徒性暴力等に係る調査委員

(敬称略)

氏 名	区 分 等
池 田 桂 子 (いけだ けいこ)	弁 護 士
河 野 荘 子 (こうの しょうこ)	大学教授 (臨床心理・犯罪心理)
松 井 隆 (まつい たかし)	弁 護 士

○経過

日 付	主 な 内 容
令和 7 年 6 月 2 4 日 (火)	盗撮画像の SNS 共有等により本市教員逮捕
同 月 3 0 日 (月)	市長より第三者による調査実施の方針表明
7 月 2 2 日 (火)	調査委員選任
同 月 2 4 日 (木)	調査委員会議①・調査方針に係る協議
同 月 3 1 日 (木)	調査委員会議②・呼びかけ文書の協議
8 月 1 日 (金) ～ 3 1 日 (日)	情報提供の呼びかけ (職員約 1 4, 0 0 0 人)
9 月 1 2 日 (金)	調査委員会議③・提供情報に係る協議・件数等公表
令和 8 年 3 月 2 3 日 (月)	調査委員会議④・報告書の提出

○呼びかけ文書

令和7年8月1日

市立学校・園の職員の皆様

調査委員 池田 桂子
調査委員 河野 莊子
調査委員 松井 隆

学校・園における児童生徒等に対する盗撮、わいせつ行為、性的言動 その他の児童生徒性暴力等に関する情報提供のお願いについて

私たちは、学校・園（以下「学校等」と表記します）における盗撮等事案の調査に当たるため、名古屋市教育委員会より選任された調査委員です。このたび、皆様に調査への協力をお願いするため、この書面をお送りします。

名古屋市教員らの逮捕事案（以下「本件事案」と表記します）については、先般来報道が続いているところですが、使命感を持って日々子どもたちに向き合われておられるほとんどの職員の皆様は、本件事案に接し、驚愕や憤り、深い悲しみなど言いようのない衝撃を受けられたことと推察します。加えて、子どもたちや保護者の方々が感じられているのであろう不安や学校等への不信について、皆様も心を痛めておられることとお察しします。

今回、私たちは、名古屋市立学校等において盗撮等本件事案と同種・類似の事案が発生していないかを調べるため、皆様に情報提供を求めます。情報提供を求める内容は、子どもたちへの盗撮事案に限らず、子どもたちへのわいせつ行為や性的な言動^{裏面参考}についてです。

報道された本件事案と同種事案の再発は防止しなければなりません。皆様の中には、これまで周囲の職員の言動で疑念を持つ場面がありながら、「そういう（不適切な）意図ではないのかもしれない」、「確実な証拠がないのに相手の名誉を傷つけるようなことは言いたくない」などの理由で、校長らへ報告するに至らなかった情報をお持ちの方がおられるやもしれません。私たちは、今回の調査で、このような疑念に留まっていた事案も含め、広く情報提供を求めたいと考えています。

今回の調査は、子どもたちや保護者、市民の方々が感じている不安や不信を払うことが目的であり、そのためにもまず、学校等の現場の様子をよく知る皆様から、不安や不信のきっかけになり得る事象を拾い上げようとするためのものです。情報をお持ちの皆様におかれては、この趣旨を踏まえ、裏面記載の連絡先に情報をお届けください。

情報提供者を特定させる事項は、私たち調査委員と本調査に関わる業務を補助する教育委員会事務局職員限りにおいて共有され、正当な理由（例えば、法令に基づく場合など）がなく、校園長を含む学校等の職員等その他の第三者に開示されることはありません（ただし、提供情報が刑法その他の法に定める犯罪行為に当たると考えられる場合、その内容を警察に通報することがあります）。また、情報提供をしたことにより、情報提供者の皆様に不利益な取扱いがなされることも一切ないことをあわせてお伝えします。

